

# 要 望 書

令和7年1月27日

京葉広域行政連絡協議会

### 1. ヤングケアラーへの支援について

ヤングケアラー支援にあたっては、高校生をはじめとする、児童生徒に対する周知啓発や相談体制の構築が欠かせないが、市町村からのアプローチには限界があります。

市内の学校であっても市外在住の児童生徒がいることから市事業の周知案内や支援導入が難しく、また、反対に市民が他自治体の学校に通うケースもあり、支援が行き届かない懸念があるため、広域的な支援が必要です。

ついては、次の事項について要望します。

- (1) 県内在住の高校生をはじめとするすべての児童生徒に対して、ヤングケアラーに関する支援が行き届くよう、居住地によらない広域的な支援ができる体制を構築すること。
- (2) ピアサポートやオンラインサロン等、地域を問わずに実施することが望ましい事業は、今後も継続的に県において実施するとともに、悩んでいる児童や生徒がより利用しやすい環境となるよう拡充すること。
- (3) 当該事業等において支援が必要なヤングケアラーに対しては、本人同意のうえ必要に応じて市町村のヤングケアラーコーディネーターや福祉の窓口につなぐ体制をとっているが、支援にあたって必要となる情報（ケア状況や、本人への連絡方法等）についての共通認識をもつためのルール作りをする等、広域的な支援体制を強化すること。
- (4) 直接支援する主体となる市町村の意見を吸い上げることが必要不可欠であることから、県として意見を集約する体制を整えること。

2. 介護職員・介護支援専門員等の介護人材を確保するための支援の実施について

介護人材の不足は全国的に大きな問題となっており、令和6年に厚生労働省が示した「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」によると、令和8年には、県において介護人材が約10,000人不足すると見込まれています。

このような中、国では介護職員の処遇改善を実施しているものの、介護支援専門員が対象外となっているなど、十分な対策が取られていません。

については、次の事項について要望します。

- (1) 介護職員・介護支援専門員を対象とした特別手当の支給、介護支援専門員の法定研修に係る受講料の減額・補助など、介護人材の確保・定着を促進させるための制度の新設及び拡充をすること。
- (2) 国が行う介護職員の処遇改善などを拡充するよう、引き続き国へ働きかけること。

### 3. 宿泊税導入に向けた税制度設計について

県においては、県内観光の持続的発展と宿泊客の利便性を向上させるために必要となる財源について、令和6年10月「千葉県における観光振興財源のあり方に関する検討結果報告書」において検討結果が出されたところです。

このような中、各市における観光を取り巻く環境については、宿泊者数、宿泊施設数とその種類、旅行（入込）者数等、地域により状況が異なるため、各市の観光施策等は、柔軟に展開することが必要です。

については、次の事項について要望します。

- (1) 宿泊税の導入に当たっては、その用途を明確にし、納税者をはじめ、観光事業者等の十分な理解が得られる制度とすること。
- (2) 県税のうち、各市町村への支援分については、市町村間の公平性、自由度の高い用途となるよう一定の算定基準に基づいた交付金制度の導入をすること。
- (3) 市町村独自の宿泊税を県税分に上乗せして課税するのではなく、税率は県内一律としたうえで、独自課税を行う市町村については、税率の内訳を市町村と県とで分け合える制度設計とすること。
- (4) 教育旅行などの課税免除について、各市の実態に応じて協議の場を設けること。

#### 4. 産婦健康診査および1か月児健康診査の県内統一の体制整備について

産婦健康診査事業は各市において実施していますが、市外の医療機関等との個別契約や償還払いなどで多くの事務が生じています。

これに加えて、令和5年度の国の補正予算にて示された1か月児健康診査事業についても、令和7年度から実施を検討しているところです。

両事業が県内統一の県医師会等との委託事業となることで県内市町村の事務の効率化と、委託医療機関の増加による償還払いの削減で、市民サービスの向上にも繋がると考えます。

については、妊婦健康診査や乳児健康診査、新生児聴覚検査事業と同様に産婦健康診査と1か月児健康診査事業について県内統一単価による県医師会等との委託事業として実施体制を構築することを要望します。

## 5. 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度は、国において制度化されておらず、各都道府県の制度の下で市町村独自の助成を上乗せしており、財政上大きな負担となっています。

県では、平成 24 年 12 月から入院医療費の助成対象を中学校 3 年生まで拡大しましたが、通院・調剤については小学校 3 年生までのままとなっています。

また、本制度は、子どもの保健対策の充実と子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として実施されていることから、居住地によりサービス水準に格差が生じないように、全国一律の対応が望まれます。

については、次の事項について要望します。

- (1) 子どもの医療費にかかる経済的負担を軽減する医療費助成制度は、少子化に歯止めをかけるために重要な施策であることから、市町村による格差を是正するため、入院及び通院・調剤の助成対象を全て高校 3 年生まで拡大するとともに、県の負担割合について、現行の 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げること。
- (2) 基本的な医療制度の確立は国の責務で行うべきものであり、全国一律の制度とするため、法律の整備について国へ働きかけること。

## 6. 三番瀬の保全再生について

三番瀬は、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域であり、多様な生き物が生息する東京湾の生態系のゆりかごとして、京葉3市においてかけがえのない地域資源となっています。

県では、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指した「千葉県三番瀬再生計画」において三番瀬の再生に関する施策の基本的な方針等を定めていますが、事業計画については、平成28年度の第3次事業計画終了後、次期事業計画は策定されておられません。

については、次の事項について要望します。

- (1) 「千葉県三番瀬再生計画」に掲げる「三番瀬の再生の目標」に対して、定期的に現状を把握・評価し、施策を見直すことにより、三番瀬の自然再生を推し進めること。
- (2) 一連の施策の見直しに関するプロセスについては、公開した上で実施すること。
- (3) 新湾岸道路の計画の具体化にあたっては、「千葉県三番瀬再生計画」と整合性を確保しつつ、貴重な干潟である三番瀬への影響や漁業、市民生活への影響について、今後も引き続き、国・県・沿線市が一体となって取り組んでいくこと。

加えて、東京湾で発生する青潮は、沿岸部の住宅地等へ届く独特の腐乱臭や漁業資源であるアサリやホンビノス貝等の繰り返されるへい死、河川への流れ込みなど、人や生物、自然環境など広範囲に悪影響を及ぼしています。

三番瀬においては、水質汚濁防止法に基づく水質総量削減により有機汚濁物質(COD)、窒素、リンの排水規制を通じて、僅かずつ水質改善が進んでいますが、青潮は毎年発生しており魚介類への甚大な被害も生じています。

については、青潮の発生抑制策として、継続的な有機物、窒素、リンの総量規制に取り組むとともに、貧酸素水塊の発生源となっている千葉港沖から幕張人工海浜沖に分布する海底窪地の埋め戻しや底泥の除去について、漁業関係者や専門家に意見を聞きながら、これまで以上に積極的な措置を講じ、実施内容の効果・検証を行うことを要望します。

## 7. 新型コロナワクチンに係る情報提供について

新型コロナワクチン接種は、これまで生後6月以上の者を対象にまん延予防上緊急の必要があることから、特例臨時接種として実施され、令和6年4月1日付けで、予防接種法等の一部改正により、対象者は原則65歳以上の高齢者となり、その後、定期接種となっています。

新型コロナワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症による入院等の重症化予防などの効果が見込まれている一方、接種にあたっては、副反応などによる健康被害が起こりえる可能性もあり、各市においては、国から示された情報を基にワクチンの特徴や効果など正確な情報の周知に努めているところです。

また、国の予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチン接種においては、令和6年12月12日現在で受理件数が12,532件に達し、審議結果は認定が8,598件、そのうち死亡認定件数は932件であり、いまだに件数が増え続けている状況です。

については、次の事項を要望します。

- (1) 新型コロナワクチン接種による一定の効果、健康被害の有無等、定期接種の主体となっている市町村に対して、今後も引き続き積極的な情報提供を実施すること。
- (2) 予防接種健康被害救済制度における審議結果等を踏まえ、新型コロナワクチンの効果等を積極的に検証し、その結果を市町村に提供するよう国へ働きかけること。

### 市川市

#### 1. 旧江戸川の護岸改修について

一級河川旧江戸川護岸は、整備から既に40年以上が経過し老朽化が進んでおり、首都直下地震をはじめとする大規模地震の恐れ、台風や局地的な豪雨の頻発など、自然災害の発生リスクが年々高まっていることから、現在進行中である護岸整備の早期改修が求められます。

護岸整備の現状は、浦安市区間を高潮対策事業として整備した後、本市区域においては緊急用船着場の機能を有する常夜灯公園周辺(約300m)、広尾防災公園周辺(約380m)及び島尻地先の一部(約230m)の護岸改修に留まっています。

市事業区間約5kmのうち残る未整備区間約4.1km(約82%)については未だ目処がたっていない状況であり、市民の生命と財産を守るためには、全区間の護岸改修が必要不可欠です。

については、旧江戸川の護岸整備において、県「江戸川左岸圏域河川整備計画」に基づき、高潮と地震時の安全性を確保した護岸改修に向けて一層迅速な対応が図られるよう強く要望します。また、整備に際しては、旧江戸川は都市における貴重なオープンスペースであることから、同計画で位置付けられている「水辺に親しめる空間を創出する」考えのもと、進めていただくよう併せて要望します。

### 市川市

#### 2. 市川市内における県が事業主体となる道路整備について

本市では湾岸道路や京葉道路に加え、東京外かく環状道路や妙典橋の開通により、交通利便性が飛躍的に向上しました。さらに今後、北千葉道路の全線開通や新湾岸道路の整備実現により、そのポテンシャルは益々充実するものと期待されています。

しかしながら、慢性的な交通渋滞による大気・騒音環境の悪化や、渋滞を回避する車両等の市街地・生活道路への流入により、市民生活へ多大なる影響が生じています。

また、災害時に緊急輸送道路での電柱倒壊による通行遮断などの防止が課題となっています。

については、交通の円滑化、慢性的な渋滞解消、災害時の避難路・物資運搬路の確保など、様々な交通課題に対応するため、県が事業主体となっている以下の道路の早期整備を要望します。

##### (1) 都市計画道路

- ・市川都市計画道路 3・4・13 号二俣高谷線
- ・市川都市計画道路 3・3・9 号柏井大町線
- ・市川都市計画道路 3・5・28 号国分下貝塚線
- ・市川都市計画道路 3・5・26 号鬼高若宮線
- ・市川都市計画道路 3・4・20 号市川松戸線

##### (2) 都県橋

- ・(仮称) 押切・湊橋 (橋梁整備及び道路の無電柱化)
- ・(仮称) 大洲橋

##### (1) 既存道路

- ・県道船橋松戸線 (市川大野駅前から浄光寺幼稚園前の区間)
- ・国道 14 号 (市川橋から外環道路までの無電柱化)
- ・県道市川柏線 (不二女子高等学校付近から菅野交番付近までの区間)
- ・県道若宮西船市川線 (外環道路から市川市大洲防災公園までの無電柱化)
- ・県道市川浦安線 (JR 総武線高架付近からイオンタウン市川大和田前交差点までの歩道整備及び無電柱化)
- ・県道船橋行徳線 (市道 7016 号の交差点から JR 京葉線高架下までの区間)

### 市川市

#### 3. 治水対策について

本市では県から管理委託を受けている排水機場が7箇所ありますが、設備が全体的に老朽化しており、真間川、中江川、湊及び猫実の4箇所については、ポンプの自動運転機能が備わっていません。

また、高潮等で海や河川の水位が上昇した際に、鋼製ゲートを閉鎖することにより、内陸への浸水を防ぐ施設である塩焼陸閘は、令和4年に県立会いのもと実施した点検において、動作不良により完全に閉め切ることができないことが判明しました。

加えて、台風や局地的な豪雨に対して、浸水被害リスクを軽減するためには、特に県管理河川である真間川水系において、過去の被害実績からも、抜本的な対策となる河川事業の完遂が必要不可欠となっております。

については、市民の生命と財産を守るため、次の事項について要望します。

- (1) 排水機場について、突発的な豪雨の発生や台風の接近時、または落雷による停電が発生した時等に甚大な浸水被害を及ぼすことが懸念されることから、設備改修について細やかな対応、及び適切にポンプを稼働させるため運転の自動化を要望します。
- (2) 塩焼陸閘について、従来の機能を確保するための早期改修を要望します。
- (3) 未だ完成に至っていない春木川の改修、大柏川第二調節池の整備及び事業を再開した派川大柏川改修の促進を要望します。

### 市川市

#### 4. 江戸川第一終末処理場の整備促進について

本市の下水道普及率は、未だ 79.0%（令和 5 年度末）に留まっています。とりわけ県の流域下水道で処理される江戸川左岸処理区においては、外環道路等の都市計画道路の整備に伴い、流域下水道幹線整備が長期化したことにより、市北部を中心に約 10 万人の未普及人口が存在しております。

今後、本市では未普及区域の早期解消に向けて、公共下水道整備の一層の推進を図っていく所存であり、本市を含めた流域 8 市が未普及解消を目指す中で、江戸川第一終末処理場の整備が遅延すると、流域 8 市の公共下水道整備にも影響が及ぶこととなります。

また、同流域下水道への編入計画がある本市の単独公共下水道菅野処理区は、供用開始から 50 年以上が経過し、処理場の老朽化が著しく、今後の状況により、延命化についても検討せざるを得ないものと考えますが、編入可能時期が不明確なことから、江戸川第一終末処理場の整備が進捗しない中では延命化施設の判断にも苦慮するところであります。

については、江戸川第一終末処理場水処理第 2 系列以降を早期に完成するとともに、第 3 系列以降の水処理系列において、整備予定を早期に明示することを要望します。

## 市川市

### 5. 真間川下流部における放置車両及び不法係留船について

一級河川真間川は、本市を代表する水辺空間の一つであり市民に親しまれていますが、下流部の原木地区、原木橋南側のエリア約 500m の区間では、放置車両が 10 数台あるほか 50 隻以上の船舶が不法に係留されており、環境の悪化や河川管理上の問題が懸念されます。

河川区域における放置車両や不法係留は、生活環境や治安、水辺の景観の悪化に加えて、洪水時の流下阻害や船舶の流出による災害の発生等につながる可能性があり、県においては、注意喚起看板の設置などの対策を行っていただいておりますが、現状の抜本的な改善には至っていないところです。

については、放置車両の撤去及び船舶の係留の適正化に向けて、河川管理者である県において実効性のある対策を図るよう要望します。

以上のことについて要望します。

令和7年1月27日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

京葉広域行政連絡協議会

会 長 内田 悦嗣

浦安市長 内田 悦嗣

船橋市長 松戸 徹

市川市長 田中 甲